

## 岸本町・溝口町合併協議会 第13回会議 別添資料

### 1．報告事項関係資料

報告第1号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：土木建設事業）	1
報告第2号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：農林水産事業）	2
報告第3号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：その他）	3

### 2．協議事項関係資料

協議第2号関係	平成14年度 西伯郡南部土地開発公社決算書抄本	4～8
	平成14年度 溝口町土地開発公社決算書抄本	9～12

### 3．提案事項関係資料

提案第1号関係	行政現況調書調整一覧表（補助金、交付金等の取り扱いについて）	13～14
提案第2号関係	行政現況調書調整一覧表（介護保険事業の取り扱いについて）	15～18
提案第3号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：納税関係業務）	19～22
提案第4号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：農林水産事業）	23～24

専門部会名	建設水道部会	責任者	小村恵吾	ワーキンググループ名	土木建設事業(事務関係)	責任者	伊澤靖成																																																																																																																																			
合併協定項目	各種事務事業の取扱い		25-31土木建設事業		備考																																																																																																																																					
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点		調整方法																																																																																																																																				
1	<p><b>町道管理事業（道路台帳）</b></p> <p>町道の管理を目的として、路線毎に台帳を作成する。道路新設・改良等で道路台帳の新規作成や記載事項の変更があった箇所について、道路台帳の整備を行う。</p> <p>町道の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">道路種別</th> <th rowspan="3">路線数</th> <th rowspan="3">実延長 m</th> <th colspan="4">実延長の内訳</th> <th rowspan="3">道路部面積 m<sup>2</sup></th> </tr> <tr> <th colspan="4">種類別内訳</th> </tr> <tr> <th colspan="2">橋梁</th> <th colspan="2">トンネル</th> </tr> <tr> <th>延道長路 m</th> <th>個数</th> <th>延長 m</th> <th>個数</th> <th>延長 m</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級</td> <td>6</td> <td>7,578</td> <td>7,525</td> <td>8</td> <td>53</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>36,972</td> </tr> <tr> <td>二級</td> <td>9</td> <td>14,095</td> <td>13,894</td> <td>7</td> <td>201</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>93,150</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>15</td> <td>21,673</td> <td>21,419</td> <td>15</td> <td>254</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>130,122</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>280</td> <td>97,078</td> <td>96,757</td> <td>50</td> <td>321</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>472,384</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>295</td> <td>118,751</td> <td>118,176</td> <td>65</td> <td>575</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>602,506</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	路線数	実延長 m	実延長の内訳				道路部面積 m <sup>2</sup>	種類別内訳				橋梁		トンネル		延道長路 m	個数	延長 m	個数	延長 m	個数	一級	6	7,578	7,525	8	53	0	0	36,972	二級	9	14,095	13,894	7	201	0	0	93,150	小計	15	21,673	21,419	15	254	0	0	130,122	その他	280	97,078	96,757	50	321	0	0	472,384	合計	295	118,751	118,176	65	575	0	0	602,506	<p><b>町道管理事業（道路台帳）</b></p> <p>町道の管理を目的として、路線毎に台帳を作成する。道路新設・改良等で道路台帳の新規作成や記載事項の変更があった箇所について、道路台帳の整備を行う。</p> <p>町道の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">道路種別</th> <th rowspan="3">路線数</th> <th rowspan="3">実延長 m</th> <th colspan="4">実延長の内訳</th> <th rowspan="3">道路部面積 m<sup>2</sup></th> </tr> <tr> <th colspan="4">種類別内訳</th> </tr> <tr> <th colspan="2">橋梁</th> <th colspan="2">トンネル</th> </tr> <tr> <th>延道長路 m</th> <th>個数</th> <th>延長 m</th> <th>個数</th> <th>延長 m</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級</td> <td>8</td> <td>16,805</td> <td>16,439</td> <td>9</td> <td>366</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>111,648</td> </tr> <tr> <td>二級</td> <td>25</td> <td>32,788</td> <td>49,202</td> <td>30</td> <td>391</td> <td>1</td> <td>130</td> <td>174,434</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>33</td> <td>49,593</td> <td>65,641</td> <td>39</td> <td>757</td> <td>1</td> <td>130</td> <td>286,082</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>107</td> <td>72,088</td> <td>71,724</td> <td>37</td> <td>364</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>302,380</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>140</td> <td>121,681</td> <td>137,365</td> <td>76</td> <td>1,121</td> <td>1</td> <td>130</td> <td>588,462</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	路線数	実延長 m	実延長の内訳				道路部面積 m <sup>2</sup>	種類別内訳				橋梁		トンネル		延道長路 m	個数	延長 m	個数	延長 m	個数	一級	8	16,805	16,439	9	366	0	0	111,648	二級	25	32,788	49,202	30	391	1	130	174,434	小計	33	49,593	65,641	39	757	1	130	286,082	その他	107	72,088	71,724	37	364	0	0	302,380	合計	140	121,681	137,365	76	1,121	1	130	588,462	<p>道路台帳の調製については、道路法に基づいて行う。</p> <p>（道路台帳平面図の縮尺が異なる。 岸本町：1/1000 溝口町：1/500</p> <p>委託先 岸本町：アリア航測 溝口町：ウエス</p>	<p>合併後5年を目標に溝口町の例により一元化するものとする。</p> <p>（両町とも道路法に基づいて台帳を調製しており、両町の現行のものを新町に引き継いでも、普通交付税算定数値などに関して、当面問題がないことから、台帳の統一は合併後5年を目処に行うこととする。縮尺は溝口町の例により1/500とする。）</p>
道路種別	路線数				実延長 m	実延長の内訳				道路部面積 m <sup>2</sup>																																																																																																																																
						種類別内訳																																																																																																																																				
		橋梁		トンネル																																																																																																																																						
延道長路 m	個数	延長 m	個数	延長 m	個数																																																																																																																																					
一級	6	7,578	7,525	8	53	0	0	36,972																																																																																																																																		
二級	9	14,095	13,894	7	201	0	0	93,150																																																																																																																																		
小計	15	21,673	21,419	15	254	0	0	130,122																																																																																																																																		
その他	280	97,078	96,757	50	321	0	0	472,384																																																																																																																																		
合計	295	118,751	118,176	65	575	0	0	602,506																																																																																																																																		
道路種別	路線数	実延長 m	実延長の内訳				道路部面積 m <sup>2</sup>																																																																																																																																			
			種類別内訳																																																																																																																																							
			橋梁		トンネル																																																																																																																																					
延道長路 m	個数	延長 m	個数	延長 m	個数																																																																																																																																					
一級	8	16,805	16,439	9	366	0	0	111,648																																																																																																																																		
二級	25	32,788	49,202	30	391	1	130	174,434																																																																																																																																		
小計	33	49,593	65,641	39	757	1	130	286,082																																																																																																																																		
その他	107	72,088	71,724	37	364	0	0	302,380																																																																																																																																		
合計	140	121,681	137,365	76	1,121	1	130	588,462																																																																																																																																		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業		責任者	田村茂樹
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水産事業			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>農道維持管理事業 (目的) 農道を管理することを目的とする。</p> <p>(内容) 農道延長、幅員等を台帳として整備する。</p> <p>管理路線 太平農免 L=2,111m 番原須村農道 L=1,023m 福原農道 L=183m 大山第2広域農道 L=1,146m 岸溝農免 L=2,049m 越敷野ふるさと農道 L=2,018m 西伯広域農道 L=4,561m 番原ふるさと農道 L=953m 上ノ原農道 L=1,270m 農道台帳管理延長 L=15,314m</p> <p>農道維持管理は、町道維持管理事業に含めているため建設水道課で行い、事業費も土木費で計上している。</p>		<p>農道維持管理事業 (目的) 農道を管理することを目的とする。</p> <p>(内容) 通常の維持管理により、交通の安全と農業機械の搬出入を可能にし利便性を図る。</p> <p>管理路線 大平農免L=2,217m 大原農免L=1,346m 第2岸溝農免L=2,570m (第2岸溝分L=2,174m ふるさと分L=396m) 一ノ段ふるさと農道L=820m 添谷ふるさと農道L=166m 第3南大山ふるさと農道L=1,754m 西伯広域農道L=549m 外61路線 L=17,217m</p> <p>農道台帳管理延長 L=26,639m</p>		<p>農道台帳の作成は、両町ともに鳥取県土地改良事業団体連合会に委託している。</p> <p>維持管理に要する予算の計上先と管理体制が異なる。</p>			<p>合併時に一元化する。</p>	



平成 1 4 年度

西伯郡南部土地開発公社決算書抄本

I 損益計算書(平成14年4月1日～平成15年3月31日)

(単位 円)

区分	収 益 の 部			費 用 の 部			比較
	H13年度	H14年度	比較	H13年度	H14年度	比較	
西伯町	I 事業収益						
	1 公有用地売却収益	24,457,352	187,913,119	163,455,767	23,858,792	184,126,570	160,267,778
	2 代行用地売却収益	0	0	0	0	0	0
	緑水園」駐車場造成事業	24,457,352	187,913,119	163,455,767	23,858,792	184,126,570	171,367,778
	下水道終末処理場用地	12,758,792	0	△ 12,758,792	12,758,792	0	△ 12,758,792
	特養老「西伯有楽苑」建替事業	2,580,000	2,580,000	2,580,000	2,580,000	2,580,000	2,580,000
	つくし保育園駐車場用地	175,736,768	175,736,768	175,736,768	172,346,570	172,346,570	172,346,570
	おおくにコミュニティ運動施設用地	1,926,053	0	△ 1,926,053	1,900,000	0	△ 1,900,000
	事業外収益	9,772,507	9,596,351	△ 176,156	9,200,000	9,200,000	0
	1 受取利息	1,245,789	1,219,447	△ 26,342	598,560	396,351	△ 202,209
2 雑収入	45,789	19,367	△ 26,422	598,560	396,351	△ 202,209	
(1) 負担金	1,200,000	1,200,080	80	0	0	0	
(2) 雑収益	1,200,000	1,200,000	0	3,614,960	5,400,698	1,785,738	
小計	25,703,141	189,132,566	163,429,425	28,072,312	189,923,619	161,851,307	
会見町	I 事業収益						
	2 代行用地売却収益	9,477,912	11,884,264	2,406,352	8,427,000	11,234,000	2,807,000
	会見町トレーニングセンター用地	9,477,912	11,884,264	2,406,352	8,427,000	11,234,000	2,807,000
岸本町	I 事業収益						
	2 代行用地売却収益	9,477,912	11,884,264	2,406,352	1,050,912	650,264	△ 400,648
	西部広域灰溶融施設	9,477,912	11,884,264	2,406,352	1,050,912	650,264	△ 400,648
小計	9,477,912	11,884,264	2,406,352	9,477,912	11,884,264	2,406,352	
当期利益金	I 事業費用						
	2 代行用地売却原価	0	420,339,796	420,339,796	0	420,339,796	420,339,796
	会見町トレーニングセンター用地	0	420,339,796	420,339,796	0	420,339,796	420,339,796
小計	0	420,339,796	420,339,796	0	420,339,796	0	
小計	0	420,339,796	420,339,796	0	420,339,796	420,339,796	
合計	35,181,053	621,356,626	586,175,573	37,550,224	622,147,679	584,597,455	
西伯町	189,132,566	-	189,923,619	△ 791,053	-	-	
会見町	11,884,264	-	11,884,264	0	-	-	
岸本町	420,339,796	-	420,339,796	0	-	-	

II 貸借対照表(平成15年3月31日)

設立団体	資 産 の 部			負 債 及 び 資 本 の 部			比較
	H13年度	H14年度	比較	H13年度	H14年度	比較	
西伯町	I 流動資産						
	1 預金	408,401,306	394,195,087	△ 14,206,219	48,969,609	5,834,443	△ 43,135,166
	2 未収金	45,472,853	34,857,724	△ 10,615,129	48,969,609	5,834,443	△ 43,135,166
	3 公有用地	8,955,643	4,091,409	△ 4,864,234	0	0	0
	4 代行用地	11,034,651	11,034,651	0	23,000,000	13,800,000	△ 9,200,000
	小計	342,938,159	344,211,303	1,273,144	288,710,000	327,630,000	38,920,000
	積立準備金	408,401,306	394,195,087	△ 14,206,219	1,000,000	1,000,000	0
	当期利益金	408,401,306	394,195,087	△ 14,206,219	1,000,000	1,000,000	0
	小計	408,401,306	394,195,087	△ 14,206,219	361,679,609	348,264,443	△ 13,415,166
	I 流動資産	25,750,052	14,516,052	△ 11,234,000	16,854,000	5,620,000	△ 11,234,000
1 預金	8,896,052	8,896,052	0	16,854,000	5,620,000	△ 11,234,000	
4 代行用地	16,854,000	5,620,000	△ 11,234,000	1,000,000	1,000,000	0	
小計	25,750,052	14,516,052	△ 11,234,000	1,000,000	1,000,000	0	
積立準備金	25,750,052	14,516,052	△ 11,234,000	17,854,000	6,620,000	△ 11,234,000	
当期利益金	25,750,052	14,516,052	△ 11,234,000	7,896,052	7,896,052	0	
I 流動資産	1,557,402	408,440,511	406,883,109	25,750,052	14,516,052	△ 11,234,000	
1 預金	1,557,402	408,440,511	406,883,109	0	406,883,109	406,883,109	
2 未収金	0	63,289,606	61,732,204	0	0	0	
小計	1,557,402	345,150,905	345,150,905	0	1,000,000	0	
積立準備金	1,557,402	408,440,511	406,883,109	1,000,000	1,000,000	0	
当期利益金	1,557,402	408,440,511	406,883,109	1,000,000	1,000,000	0	
小計	1,557,402	408,440,511	406,883,109	1,000,000	1,000,000	0	
合計	435,708,760	817,151,650	381,442,890	435,708,760	817,151,650	381,442,890	
会見町	189,132,566	-	189,923,619	△ 791,053	-	-	
岸本町	11,884,264	-	11,884,264	0	-	-	
合計	420,339,796	-	420,339,796	0	-	-	

Ⅶ 決算附属明細表

1. 事業収益明細表

(単位 円)

科 目	金 額	摘 要
代行用地取得事業収益	620,137,179	代行用地売却収益
		下水道終末処理場用地 2,580,000
		特養老「西伯有楽苑」建替事 175,736,768
		おおくにコミュニティ用地 9,596,351
		農業者トレーニングセンター月 11,884,264
		西部広域灰溶融施設 420,339,796
合 計	620,137,179	

2. 事業原価明細表

(単位 円)

科 目	金 額	摘 要
代行用地取得事業原価	615,700,366	代行用地売却原価
		下水道終末処理場用地 2,580,000
		特養老「西伯有楽苑」建替事 172,346,570
		おおくにコミュニティ用地 9,200,000
		農業者トレーニングセンター月 11,234,000
		西部広域灰溶融施設 420,339,796
合 計	615,700,366	

3. 債務負担明細表

(単位 円)

設立団体	事業名	元金	利子	事業収入金(計)
西伯町	おおくにコミュニティ運動施設用地	9,200,000	396,351	9,596,351
会見町	農業者トレーニングセンター用地	11,234,000	650,264	11,884,264
合 計		20,434,000	1,046,615	21,480,615

4. 預金明細表

(単位 円)

預金種類	預金先	金 額	備 考
定期預金	山陰合同銀行	38,000,000	5口
	小 計	38,000,000	
普通預金	山陰合同銀行	6,482,406	1口
	鳥取銀行	148,758	1口
	米子信用金庫	680,014	1口
	山陰合同銀行	61,732,204	1口
	小 計	69,043,382	
合 計		107,043,382	

5. 短期借入金明細表

(単位 円)

借入先	利 率	期首残高	当期増加高	当期減少高	当期残高	備 考
山陰合同銀行	0.91~2.00%	211,810,000	483,970,000	386,590,000	309,190,000	10件
米子信用金庫	1.50%	76,900,000	137,280,000	214,180,000	0	
鳥取銀行	1.50%	0	18,440,000	0	18,440,000	1件
山陰合同銀行	0.91%	0	352,490,000	352,490,000	0	岸本町分
合 計		288,710,000	992,180,000	953,260,000	327,630,000	

6. 長期借入金明細表

(単位 円)

借入先	利 率	期首残高	当期増加高	当期減少高	当期残高	備 考
山陰合同銀行	1.92%	23,000,000	0	9,200,000	13,800,000	おおくに1口
"	2.70%	16,854,000	0	11,234,000	5,620,000	トレセン1口
合 計		39,854,000	0	20,434,000	19,420,000	

7. 一般管理費明細表

区 分	金 額	摘 要
報 酬	55,000	理事会報酬
給 料	1,899,600	嘱託職員 1名
手 当	578,050	期末手当、通勤手当
法定福利費	266,084	社会保険等事業主負担
退職給与金	265,944	退職手当組合負担金
需 要 費	129,884	消耗品費、会議費
補 償 費	2,101,636	過年度事業(長田地区造成補完工事・西地区境界測量・県住補償工事他)
公 租 公 課	104,500	法人町県民税、自動車税等
合 計	5,400,698	

8. 基本財産明細表

区 分	出資団体名	金 額	備 考
基 本 財 産	西伯町	1,000,000	
	会見町	1,000,000	
	岸本町	1,000,000	
合 計		3,000,000	

## 9. 利益準備金明細表

(単位 円)

区 分	金 額	備 考
利 益 準 備 金	55,175,151	前年度繰越準備金
合 計	55,175,151	

## 10. 受取利息明細表

受 取 先	金 額	備 考
山陰合同銀行	18,835	定期預金
〃	439	普通預金
鳥 取 銀 行	0	普通預金
米子信用金庫	93	普通預金
合 計	19,367	

## 11. 未収金明細表

(単位 円)

相 手 先	金 額	備 考
S・A	4,091,409	県道西伯根雨線改良事業に伴う宅地売却代金
西部広域	345,150,905	灰溶融施設に係る精算金
合 計	349,242,314	

## 12. 未払金明細表

(単位 円)

設立団体	支 払 先	金 額	備 考
西 伯 町	財務省	4,994,443	福祉の森整備事業に係る国有地払い下げ
	山陰合同銀行	840,000	特養老「西伯有苑」移転補償料(公民館)借入金償還金
	小 計	5,834,443	
岸 本 町	小原司法書士事務所	1,460,560	灰溶融施設に係る登記委託料
	エースプラン	10,939,950	灰溶融施設に係る設計・確定測量等委託料
	(有) 藤 本 組	20,901,400	灰溶融施設に係る工事代金
	(有) 大山緑化建設	10,878,900	〃
	環境建設	10,133,550	〃
	野口成人	73,180	灰溶融施設に係る用地代金
	岸本町	5,569	
	山陰合同銀行岸本支店	352,490,000	灰溶融施設に係る借入金償還金
小 計	406,883,109		
合 計		412,717,552	

## 13. 負担金明細表

(単位 円)

設立団体	金 額	備 考
西 伯 町	400,000	
会 見 町	400,000	
岸 本 町	400,000	
合 計	1,200,000	

平成14年度開発公社用地の状況

利息上段: 事業外費用内支払利息

区分	設立団体	用地の名称等	面積 (㎡)	年度当初価格	当該年度						計	利息	処分原価	収入額			(売却面積) (㎡)	年度末繰越額	(年度末面積) (㎡)	
					用地		補償費	調査・測量 設計費等	工事費	諸費用				小計	売却額	手数料 (利益金)				年度末繰越額
					面積(㎡)	用地費														
公有地	西伯町	未墾地	14,549	4,997,512							0	4,997,512	4,997,512	0			4,997,512	14,549		
		緑水園広場用地	11,336	6,037,139							0	6,037,139	6,037,139	0			6,037,139	11,336		
		計	25,885	11,034,651	0	0	0	0	0	0	0	11,034,651	11,034,651	0	0	0	11,034,651	25,885		
代行用地	西伯町	下水道終末処理場用地	4,975	10,828,535							0	10,828,535	116,086	10,944,621	2,580,000	2,580,000		500	8,364,621	4,475
		特養老西伯有楽苑建替事業	15,290	146,995,507	68	340,000	14,027,456		9,011,925	121,425	23,500,806	170,496,313	1,850,257	172,346,570	175,736,768	172,346,570	3,390,198	15,358	0	0
		緑水園駐車場造成事業	31,462	56,653,578					400,000	315	400,315	57,053,893	753,368	57,807,261					57,807,261	31,462
		アクロ用地取得事業		0	9,362	135,930,577			128,100	882,935	136,941,612	136,941,612	2,101,307	139,042,919					139,042,919	9,362
		西伯病院駐車場整備事業	3,743	105,460,539	605	18,163,800				30,000	18,193,800	123,654,339	1,542,163	125,196,502	0				125,196,502	4,348
		〈おおくにコミュニティ運動施設用地〉	1,836	23,000,000							0	0	396,351	9,200,000	9,596,351	9,200,000		734	13,800,000	1,102
		小計	57,306	342,938,159	10,035	154,434,377	14,027,456	0	9,540,025	1,034,675	179,036,533	498,974,692	6,759,532	514,537,873	187,913,119	184,126,570	3,390,198	16,592	344,211,303	50,749
	会見町	〈農業者トレーニングセンター用地〉	1,448	16,854,000							0	0	650,264	11,234,000	11,884,264	11,234,000		965	5,620,000	483
		小計	1,448	16,854,000	0	0	0	0	0	0	0	0	650,264	11,234,000	11,884,264	11,234,000	0	965	5,620,000	483
	岸本町	西部広域灰溶融施設用地	0	0	52,467	200,048,920	14,576,624	25,715,510	175,800,450	493,576	416,635,080	416,635,080	3,704,716	420,339,796	420,339,796	420,339,796	0	52,467	0	0
小計		0	0	52,467	200,048,920	14,576,624	25,715,510	175,800,450	493,576	416,635,080	416,635,080	3,704,716	420,339,796	420,339,796	420,339,796	0	52,467	0	0	
計		58,754	359,792,159	62,502	354,483,297	28,604,080	25,715,510	185,340,475	1,528,251	595,671,613	915,609,772	11,114,512	946,111,669	620,137,179	615,700,366	3,390,198	70,024	349,831,303	51,232	
合計			84,639	370,826,810	62,502	354,483,297	28,604,080	25,715,510	185,340,475	1,528,251	595,671,613	926,644,423	1,046,615 10,067,897	957,146,320	620,137,179	615,700,366	3,390,198	70,024	360,865,954	77,117

平成14年度

溝口町

土地開発公社決算書抄本

損益計算書

(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

(単位:円)

1. 事業収益		
(1) 土地造成事業収益		
a. 完成土地売却収益	379,121,300	379,121,300
2. 事業原価		
(1) 土地造成事業原価		
a. 完成土地売却原価	279,651,594	279,651,594
事業総利益		99,469,706
3. 販売費及び一般管理費		
(1) 一般管理費	409,265	409,265
4. 事業外収益		
(1) 受取利息	2,690	2,690
(2) 雑収益		
a. 運営費補助金	2,970,000	
b. その他の雑収益	1,380,352	4,350,352
5. 事業外費用		
(1) 支払利息	2,970,799	2,970,799
經常利益		972,978
当期純利益		100,442,684
前期繰越準備金		11,118,265
次期繰越準備金		111,560,949

貸借対照表  
(平成15年3月31日まで)

(単位:円)

資産の部		
1. 流動資産		
(1) 現金及び預金		
a. 普通預金	11,560,949	
b. 定期預金	102,000,000	113,560,949
(2) 未成土地		
a. 未成土地	338,720,000	338,720,000
流動資産合計		452,280,949
資産合計		452,280,949
負債の部		
1. 固定負債		
(1) 長期借入金		
a. 長期借入金	318,720,000	318,720,000
固定負債合計		318,720,000
負債合計		318,720,000
資本の部		
1. 基本金		
(1) 基本財産		
a. 溝口町出資	2,000,000	2,000,000
(2) 運用財産		
a. 運用財産	20,000,000	20,000,000
基本金合計		22,000,000
2. 準備金		
(1) 前年度繰越準備金		
a. 前年度繰越準備金	11,118,265	11,118,265
(2) 当期利益		
a. 当期純利益	100,442,684	100,442,684
準備金合計		111,560,949
資本合計		133,560,949
負債資本合計		452,280,949

預金明細表

(単位 円)

預金種類	預金先	金額	備考
定期預金	鳥取銀行溝口支店	2,000,000	
	山陰合同銀行溝口出張所	100,000,000	
	小計	102,000,000	
普通預金	鳥取銀行溝口支店	1,584,476	
	山陰合同銀行溝口出張所	9,405,596	
	米子信用金庫溝口支店	400,279	
	鳥取西部農業協同組合溝口町支所	170,598	
	小計	11,560,949	
合計		113,560,949	

長期借入金明細表

借入先	利率	期首残高	当期増加額	当期減少高	期末残高	備考
	%	円	円	円	円	
山陰合同銀行	1.01	92,871,000	945,706	945,706	92,871,000	上野工業用地
米子信用金庫	1.01	100,000,000	1,018,301	1,018,301	100,000,000	上野工業用地
鳥取西部農業協同組合	0.80	125,849,000	1,006,792	1,006,792	125,849,000	上野工業用地
山陰合同銀行		80,000,000	0	80,000,000	0	溝口IC工業用地 平成14年5月末償還
鳥取銀行		90,000,000	0	90,000,000	0	溝口IC工業用地 平成14年5月末償還
合計		488,720,000	2,970,799	172,970,799	318,720,000	

完成土地明細表

完成区分	期首残高		当期增加高								当期减少高								期末残高					摘要				
	面積	金額	面積	用地費	補償費	工事費	測量 試験費	諸経費	支払 利息	計	面積	用地費	補償費	工事費	測量 試験費	諸経費	支払 利息	計	面積	用地費	補償費	工事費	測量 試験費		諸経費	支払 利息	計	
溝口IC工業用地	0	0	34,389.53	90,200,680	712,574	133,066,500	55,587,000	84,840	0	279,651,594	34,389.53	90,200,680	712,574	133,066,500	55,587,000	84,840	0	279,651,594	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

未成土地明細表

完成区分	期首残高		当期增加高								当期减少高								期末残高					摘要			
	面積	金額	面積	用地費	補償費	工事費	測量 試験費	諸経費	支払 利息	計	面積	用地費	補償費	工事費	測量 試験費	諸経費	支払 利息	計	面積	用地費	補償費	工事費	測量 試験費		諸経費	支払 利息	計
溝口IC工業用地	34,389.53	247,742,500		200,680	102,574	20,716,500	10,804,500	84,840	0	31,909,094	34,389.53	90,200,680	712,574	133,066,500	55,587,000	84,840	0	279,651,594	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上野工業用地	136,784.00	318,720,000								0								0	136,784.00	318,720,000							318,720,000
大平原工業用地	8,391.00	20,000,000																	8,391.00	20,000,000							20,000,000
合計	179,544.53	586,462,500	0	200,680	102,574	20,716,500	10,804,500	84,840	0	31,909,094	34,389.53	90,200,680	712,574	133,066,500	55,587,000	84,840	0	279,651,594	145,175.0	338,720,000	0	0	0	0	0	0	338,720,000

基本金明細表

区分	出資団体名	金額	備考
基本財産	溝口町	2,000,000	
運用財産	溝口町	20,000,000	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項														
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業		責任者	田村茂樹												
合併協定項目	18 補助金、交付金の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考																
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法														
1	<p><b>'土地改良負担補助事業(町土地改良事業償還補助金)</b></p> <p>(目的) 受益農家の償還負担を軽減することを目的とする。</p> <p>(内容等) 各団体が実施した土地改良事業(水路整備、農道整備)の償還金の25%を助成する(ただし、大原千町、尾高井手、箕蚊屋、西部土地改良区は10%)</p> <p>平成15年度は4団体5地区の助成を行う。</p>		<p>該当なし</p> <p>溝口町では、既にほ場整備事業は終了している。ほ場整備の際に事業費に対して補助しており、償還金への助成は行っていない。</p>		<p>溝口町は制度なし。</p>		<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとし、新町における新規事業に係る補助については別に定めるものとする。</p>														
2	<p><b>農業基盤整備事業償還補助金</b></p> <p>(目的) '農家の負担軽減を図ることを目的とする。</p> <p>(内容等) 改良区、組合などの団体がほ場整備の資金借入れに伴い、その償還金に対して町から25%を助成する。</p> <p>平成15年度現在 団体数 25団体(26件) 補助額 23,582,434円</p>		<p>該当なし</p> <p>溝口町では、既にほ場整備事業は終了している。ほ場整備の際に事業費に対して補助しており、償還金への助成は行っていない。</p>		<p>なし。</p>		<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとし、新町における新規事業に係る補助については別に定めるものとする。</p>														
3	<p><b>土地改良運営補助事業(町土地改良事業補助金)</b></p> <p>岸本町内に受益を有する土地改良区に対して受益面積に応じて管理、運営費の補助を行い改良区の活動の促進を</p> <table border="0"> <tr> <td>土地改良区運営補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大原千町土地改良区</td> <td>1,100 千円</td> </tr> <tr> <td>西部土地改良区</td> <td>1,000 千円</td> </tr> <tr> <td>尾高井手土地改良区</td> <td>410 千円</td> </tr> <tr> <td>会見土地改良区</td> <td>40 千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,550 千円</td> </tr> </table> <p>○これは、下水の普及により生活排水を土地改良区の水路に流さなくなり、土地改良区の負担金収入が減少したため代替支援と土地改良区の運営費を助成することとした。</p>		土地改良区運営補助金		大原千町土地改良区	1,100 千円	西部土地改良区	1,000 千円	尾高井手土地改良区	410 千円	会見土地改良区	40 千円	計	2,550 千円	<p>○溝口町では補助事業は行っていない。</p> <p>(参考) 溝口町の土地改良区の状況</p> <p>谷川・溝口土地改良区 (ただし、実際には水利組合としても位置付けとなっており、土地改良区としても事業は行っていない。)</p>		<p>溝口町では、制度なし。</p>		<p>岸本町の例により新町に引き継ぐ。</p>		
土地改良区運営補助金																					
大原千町土地改良区	1,100 千円																				
西部土地改良区	1,000 千円																				
尾高井手土地改良区	410 千円																				
会見土地改良区	40 千円																				
計	2,550 千円																				

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項		
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業		責任者	田村茂樹
合併協定項目	18 補助金、交付金の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考				
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
4	<p><b>森林シンポジウム補助金事務</b> (目的) 森林の荒廃が全国規模で進んでいるなか、美しい自然環境を守り、森をどう育ていくのか真剣に考えることが必要。そのため森林所有者・森林組合・農業者・住民・行政等の関係者が一同に会し討論する森林シンポジウム開催に対し助成し、森林の必要性、重要性等について再認識を図る。</p> <p>(内容等) 丸山生産森林組合に助成するとともに連携をとりながら、参加者への通知、会場準備を行う。</p> <p>開催予定日 11月下旬～12月上旬 開催場所 大山ロイヤルホテル 主催 丸山生産森林組合 後援 岸本町、鳥取県西部森林組合 鳥取西部農業協同組合</p> <p>参加者 新日本海新聞社 地元県議会議員、町議会議員 農業委員、町内企業 鳥取西部農協、生産森林組合、 県関係者など</p> <p>参加者数 ・11年度・・・71名 ・12年度・・・75名 ・13年度・・・91名 ・14年度・・・実施せず</p> <p>総事業費 110,000円 町補助金 55,000円(1/2補助)</p>		該当なし		溝口町は事業を行っていない。		岸本町の例により新町に引き継ぐ。合併後3年以内に算定方法の見直しを行うのとする。		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提出案件		
専門部会名	保健福祉部会		責任者	細田 栄	ワーキンググループ名	介護保険事業		責任者	馬詰美保子
合併協定項目	22 介護保険事業の取り扱い		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
1	<b>介護保険事業の取り扱い</b> 1 実施体制 介護保険事業は南部箕蚊屋広域連合で実施 職員1名派遣、給与は派遣元で負担 資格管理、住所地特例管理、介護相談等は 各町村業務 2 業務分担概要 (1) 南部箕蚊屋広域連合の業務（職員派遣1名） 介護保険条例、予算、決算、議会 国、県との補助金業務 指定事業者への介護報酬支払い 保険料の賦課徴収業務 （1号被保険者の保険料決定） 介護保険事業計画策定 広域版介護保険システムの開発 西伯、会見、岸本、日吉津の光ケーブル 敷設（完了。一部運用） (2) 町村業務（担当者1名） 介護報酬連合町負担金支払い 資格管理、保険証交付 要介護認定申請受付、1次判定（パソコン） 高額サービス費、福祉用具、住宅改修等 申請受付 家族介護支援事業、介護予防事業 滞納保険料の徴収		<b>介護保険事業の取り扱い</b> 1 実施体制 2 業務分担概要 広域連合実施分も町で実施 介護保険担当職員数 2人 （在宅介護支援センター除く）		・岸本町は広域連合で実施、溝口町は単独で 実施しており、体制が異なる。		合併時に岸本町の例により一元化する。 （新町発足時に広域連合に加入。） （溝口町財政安定化基金借り入れ分につい ては、合併時までに繰り上げ償還をす る。） （1号被保険者の保険料は、広域連合の保険 料とする。）		

介護保険事業広域連合・単独実施比較表

項目	広域連合(岸本町)	単独実施(溝口町)	評価
条例、規則関係	連合で制定、改定を行うため専門性が高まる。	事務担当者が行っているが、兼務が多い。	広域連合の方が専任職員を配置しやすい。
議会関係	連合議会を設置。開催頻度は定例会年3回が基本	町特別会計で実施しており、町議会の都度開催可能	単独実施の方が開催し易い。
国庫負担金等給付関係	広域連合で実施、審査専任体制。給付国保連、一般支払い西伯町出納室	町担当者の兼任、給付国保連、一般支払い出納室	広域連合のスケールメリットが大きい
賦課、徴収業務	連合で賦課徴収、滞納分は各町で徴収している。	町で賦課徴収、14年度まで滞納額なし。	ほぼ同じ
介護認定	申請受付は各町 連合 西部広域審査会	各町 西部広域審査会	ほぼ同じ
介護相談、家族支援事業	介護相談は各町介護支援センターで実施。家族介護支援事業は各町と広域連合でも実施している。	介護相談は介護支援センター及び認定調査を町と社協が行っているため随時町保健師に相談が入りやすい。家族支援事業は保健事業で介護家族教室及び定例介護家族会により行っている。	介護相談は両町介護支援センター保健師が中心であり、同一。家族介護支援事業は広域連合の方が参加者を集め易い、経費の節減が図られる
地域ケア会議	各町介護支援センターが住民の利用範囲を対象にほぼ毎月実施している。	兼務が多いため人的にできていない。ただし困難なケース等は事業所単位で必要時迅速にケア会議等開催し対応している。	広域連合の方が情報交換など実施しやすい。
介護相談員	連合全体で20人、岸本町6人で、施設サービスの状況調査を毎月実施	必要と思うが現在は、制度なし	広域連合の方が実施しやすい。
介護認定境界域を対象とした介護予防事業	介護認定を受けていない見守りが必要な高齢者を対象に、町直営ふれあいデイ22人利用、社協委託にこにこ訪問13人、痴呆予防教室11人。この3事業の利用者は週1回のペースで実施している。	保健事業により「生活リハビリ教室」を実施、26人利用(岸本町と同レベルの者)「生きがいデイサービス事業」により社協、中央病院に委託して実施、2人利用している。訪問は必要時保健師が実施。痴呆及び寝たきり予防を目的に介護予防・地域支えあい事業により「まめまめクラブ」を実施。	溝口町「生活リハビリ教室」「まめまめクラブ」は参加者も多く保健事業としての効果は大きい。が月1回のペースのため介護予防効果としては、岸本町方式は介護認定を抑制する効果がある。
要介護認定者出現率	14年度 17.9%、15年6月 17.8%	14年度 21.7%、15年6月 22.3%	溝口町は出現率が高い
介護認定調査	できるだけ社協等に委託する、病院の退院などは介護支援センター職員で調査、1月平均 10 件程度	新規と変更申請者は町保健師が調査し認定のばらつきをなくし適切なサービスの導入、家族支援により介護度の悪化防止や在宅療養の支援に努めている。更新は介護相談センター調査専任の臨職と社協委託でおこない連携を取りやすい体制にしている。1月平均 30 件程度	溝口町は新規認定調査を町で行っており要介護者や家族の状況を把握しやすく在宅療養を支援しやすい。また認定調査のばらつきを防ぐことが出来る。

項目	広域連合(岸本町)	単独実施(溝口町)	評価
介護サービス事業者の指定	広域連合長に指定権限有り	指定権限は県知事	広域連合が有利
介護保険事業の町単独制度	単独制度なし	単独制度なし	同一
介護給付費	477,000 千円、65 歳以上一人当たり 279 千円	489,699 千円、65 歳以上一人当たり 281 千円	介護給付費は溝口町が高い。
介護サービスの利用状況	居宅介護サービス費 35.0% 施設介護サービス費 65.0% 要支援 31 人 10.1% 要介護 1 107 人 35.0%	居宅介護サービス費 45.5% 施設介護サービス費 54.5% 要支援 57 人 15.0% 要介護 1 127 人 33.5%	溝口町の認定率は高いが(要支援が多い)施設入所はその割に抑えられている。
借入金	広域連合全体で 14,500 千円(14 年度末)	溝口町単独で 17,500 千円(14 年度末)	溝口町の赤字額が大きい
介護保険・介護支援センター職員体制	・広域連合派遣職員 1 名、 ・介護保険事務職員 1 名 ・介護支援センター(ケアマネージャー) 1 名 ・介護福祉士、介護予防事業実施 1 名	・介護保険事務 1 名 ・介護支援センター 2 名 ・介護認定調査 0.5 人	職員数はほぼ同じ、溝口町兼務が多い。岸本町ふれあいデイ町直営。
・介護保険運営事務 ・介護保険事業計画 ・国、県補助金関係 ・事務処理システム	・介護保険を運営するための共通事務は連合で実施 ・介護保険事業計画の策定は連合。 ・国、県との補助金事務は連合。 ・連合版のシステムで稼働中、システム変更の負担金が軽減される。	・すべて各保険者である単町で実施する必要がある。 ・介護保険事業計画に、その町の特性を盛り込むことができる。 ・介護保険システムは県情報センターより提供を受け、経費の節減を図っている。	資格者管理、保険証交付、介護相談などの住民対応は両町とも町職員で行っている。共通事務については広域連合のスケールメリットが大きい。
総合	・介護保険の安定運営のためには、規模が大きいほうが良い。 ・専門的な職員を配置しやすい ・介護予防事業の共通事業が設定できる。 ・指定権限を持つため事業者への指導が強化される。 ・住民との直接対応は各町となるので、連合との定期的な推進会議が必要である。	・新しい介護施設の整備などにより、急激な給付費の変動がある。 ・色々な業務を兼務するため、異動などにより弱点が出やすい。 ・介護予防事業への取り組みが、各町でまちまちである。 ・近隣の事業者への指導体制が弱い。 ・意思統一、決定が速い。	新町の人口は約 12,700 人であり、大きな町とは言えないため広域連合が望ましい。大山リハビリ病院と溝口中央病院をかかえる新町は、今後とも給付費の増大が予測されるため、介護予防事業を強化し、出現率の抑制に努めなければならない。



老人医療費 比較表

平成15年12月現在

項目	溝口町	岸本町	比較	備考
全人口	5,318人	7,337人	-2,019人	
前期高齢者(65歳～75歳)	821人	823人	-2人	
後期高齢者(75歳以上)	926人	897人	29人	
後期高齢者(75歳以上)比率	17.4%	12.2%	5%	
受給者(75歳以上みなし)	1,329人	1,121人	208人	旧70歳以上
受給者(65歳以上75歳未満ねたきり)	22人	21人	1人	旧65歳以上70歳未満
受給者計	1,351人	1,142人	209人	
老人医療加入率	25.4%	15.6%	9.8%	÷
14年度医療給付費	867,211千円	776,232千円	90,979千円	14年度実績
14年度医療費支給費	6,372千円	3,126千円	3,246千円	14年度実績
平成14年度給付総額	873,583千円	779,358千円	94,225千円	= +
1人当り給付額	647千円	682千円	-36千円	÷
15年度給付総額(9か月)	690,419千円	612,392千円	78,027千円	15年11月診療分まで
うち医療給付費	684,383千円	606,258千円	78,125千円	
うち医療費支給費	6,036千円	6,134千円	-98千円	
1人当り給付額	520千円	546千円	-27千円	÷ 15年11月診療分まで
15年度推計(12/9月)給付費	920,559千円	816,523千円	104,036千円	15年度推計(12/9月)
15年度推計(12/9月)1人当り	693千円	728千円	-36千円	÷
介護保険と老人医療費の関係	<p>老人医療の加入者(70歳以上段階的に引き上げ)は、全員介護保険の1号被保険者となっている。介護保険事業の開始により、介護療養型医療施設、老人保健施設への入所により一時的(平成12～13年度)に老人医療費は減少したが、現在では医療系の介護施設は、満床となり老人医療該当者の増加や介護保険と老人医療の併用利用により、老人医療費の伸びが続いている。</p> <p>岸本町においては、大山リハビリ病院が昨年6月から介護療養ベッドを全廃し一般医療へ転換したため、介護給付費が減少し医療給付費が増加する傾向にある。溝口町においては、溝口中央病院のほとんどが介護療養ベッドであるが、高齢者が多いため医療給付費総額は高い水準にある。</p>			

介護保険事業財政安定化基金借入金返済計画(試算)

注:この試算は広域連合の各町村負担割合により、試算したもので広域連合と協議したものではありません。

1. 広域連合借入金残高 14,500千円
2. 溝口町借入金残高 17,500千円
3. 広域連合負担割合(給付費、事務費)  
 現行: 均等割25%・高齢者割50%・財政割(標準財政規模)25%  
 平成17年度から適用(16年度改定予定)  
 :均等割25%・高齢者割25%・給付額割25%・財政割(標準財政規模)25%
4. 調整方法(平成16年度改正案で試算・給付額は平成15年度推計見込み額)

< 現連合体制試算 >

	均等割	高齢者割(人:%)	給付割(千円:%)	財政割(千円:%)	計(%)			
西伯町	6.25	2,226	9.74	692,373	11.15	2,448,442	8.38	35.52
会見町	6.25	1,063	4.65	247,257	3.98	1,504,599	5.15	20.03
日吉津村	6.25	702	3.07	179,653	2.89	1,169,192	4.00	16.21
岸本町	6.25	1,720	7.53	433,768	6.98	2,186,057	7.48	28.24
合計	25.00	5,711	25.00	1,553,051	25.00	7,308,290	25.00	100.00

広域連合按分額(千円) 西伯町 5,151 会見町 2,904  
 日吉津 2,350 岸本町 4,095 計 14,500千円

溝口町繰り上げ償還額(下表の負担割合による比例配分)

試算 岸本町:溝口町 = 21.72%:23.00% 4,095千円:溝口町=21.72%:23.00%

溝口町 = 4,336千円(連合の借入金相当額)

繰上償還額 17,500千円 - 4,336千円 = 13,164千円

試算 17,500千円 × 23.0% = 4,025千円(連合借入金相当額)

繰上償還額 17,500千円 - 4,025千円 = 13,475千円

< 新連合体制試算 >

	均等割	高齢者割(人:%)	給付割(千円:%)	財政割(千円:%)	計(%)			
西伯町	5.00	2,226	7.46	692,373	8.41	2,448,442	6.36	27.24
会見町	5.00	1,063	3.56	247,257	3.00	1,504,599	3.91	15.48
日吉津村	5.00	702	2.35	179,653	2.18	1,169,192	3.04	12.57
岸本町	5.00	1,720	5.77	433,768	5.27	2,186,057	5.68	21.72
溝口町	5.00	1,747	5.86	504,355	6.13	2,313,296	6.01	23.00
合計	25.00	7,458	25.00	2,057,406	25.00	9,621,586	25.00	100.00

借入金残高・高齢者人口・介護給付費・標準財政規模の確定基準日により、金額は変動します。

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表						協議会提出案件	
専門部会名	税務出納部会	責任者	金田	ワーキンググループ名	納税関係業務	責任者	石本
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 5 納税関係業務		備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法		
1	<p>【事務・事業名】納税奨励事業</p> <p>《納期前納付に対する報奨金》 報奨金 0.5/100×納期毎の納期前の月数合計×第2期の税額 ・固定資産税 5.0% ・町県民税 5.5% ・国民健康保険税 15.5%</p> <p>前納時期（納期） 各税の第1期納期限と同じ</p> <p>交付限度額 なし</p> <p>対象税目 固定資産税、町県民税、国民健康保険税</p> <p>（根拠法令） 地方税法 第321条、第365条 町税条例 第42条、第70条</p> <p>《町税徴収取扱い手数料》 納期内納付した額（徴収率）に対し交付する。</p> <p>固定資産税、町県民税（普通徴収）、軽自動車税 ・納期内納付率100%の場合 納付税額の100分の3.0 ・納期内納付率100%未満の場合 納付税額の100分の1.0 町県民税（特別徴収） 手数料なし 国民健康保険税 ・納期内納付率100%の場合 納付税額の100分の2.0 ・納期内納付率100%未満の場合 納付税額の100分の1.0 口座振替利用世帯も納税組合に加入できる。 交付時期 年2回（4月から9月、10月から3月）に分けて交付</p> <p>《優良納税組合表彰》 納税成績の優秀な組合を対象とする</p> <p>《納税組合長報酬》 なし</p> <p>《組合数》 73組合</p>	<p>【事務・事業名】納税奨励事業</p> <p>《納期前納付に対する報奨金》 報奨金 0.5/100×納期毎の納期前の月数合計×第2期の税額 ・固定資産税 7.5% ・町県民税 5.0% ・国民健康保険税 5.0%</p> <p>前納時期（納期） 各税の第1期納期限と同じ</p> <p>交付限度額 なし</p> <p>対象税目 固定資産税、町県民税、国民健康保険税</p> <p>（根拠法令） 地方税法 第321条、第365条 町税条例 第42条、第70条</p> <p>《町税徴収取扱い手数料》 納期内納付した額（徴収率）に対し交付する。</p> <p>固定資産税、町県民税（普通徴収）、軽自動車税 ・納期内納付率100%の場合 納付税額の100分の4.0 ・納期内納付率95%以上100%未満の場合 納付税額の100分の1.5 町県民税（特別徴収） 納付税額の100分の0.5 国民健康保険税 ・納期内納付率100%の場合 納付税額の100分の3.0 ・納期内納付率95%以上100%未満の場合 納付税額の100分の1.0 口座振替利用世帯は、納税組合に加入できない 交付時期 各税納期の翌月25日までに交付</p> <p>《優良納税組合表彰》 制度なし</p> <p>《納税組合長報酬》 あり 11,000円/人</p> <p>《組合数》 78組合</p>	<p>《納期前納付に対する報奨金》 交付率が異なる （算出式は同一だが、納期月・納期回数が異なるため）</p> <p>同一である</p> <p>同一である</p> <p>国民健康保険税は、前納報奨が認められていない。</p> <p>《町税徴収取扱い手数料》 交付率が異なる</p> <p>口座振替利用世帯の取り扱いが異なる 交付時期が異なる</p> <p>《優良納税組合表彰》 岸本町のみ 《納税組合長報酬》 溝口町のみ</p>	<p>《納期前納付に対する報奨金》 合併後、岸本町の例により一元化する。 ただし、国民健康保険税の前納報奨金は 廃止する。 （納期月・回数を岸本町に合わせる）</p> <p>《町税徴収取扱い手数料》 合併後、岸本町の例により一元化するものとする。 ただし、算出率については溝口町の例による。 なお、合併後早い時期に制度廃止の方向で検討するものとする。</p> <p>《優良納税組合表彰》 合併後、廃止する 《納税組合長報酬》 合併後、廃止する</p> <p>調整は、いずれも平成17年度から行ない、平成16年度課税分は現行のとおりとする。</p>			

西部市町村別前納報奨金の状況

市町村別	前納報奨金	納税組合
日南町	集合方式 2期税額 × 18%	全納税組合に納付書1枚10円、組合員1世帯200円を支払う 町税 100%で3(2)%、90%以上は2(1)%、90%以下は1(0.5)% ( )内は16年度から適用の数値 国保100%で2.5%、90%以上は1.5%、90%以下は1%
日野町	町税2期税額 × 0.5% × 納付前月数 国保 なし	全納税組合に事務費1組合1千円、1世帯100円を支払う 100%で3.5%、100%以下は1%、介護を含む
江府町	町税2期税額 × 1.0% × 納付前月数 国保 なし	町税 100%で3%、全組合に1万円
溝口町	町税2期税額 × 0.5% × 納付前月数 国保2期税額 × 0.5% × 納付前月数	町税100%で4.0%、95%以上は1.5% 特徴分0.5% 国保100%で3%、95%以上は1%
西伯町	町税2期税額 × 0.5% ただし限度額住民税1万・固定1.5万 国保 なし	平等1世帯2000円取扱金額1.5%
会見町	町税2期税額 × 0.5% × 納付前月数 国保 なし	100%で2%、100%以下は1% 納付書1枚 20円
岸本町	町税2期税額 × 0.5% × 納付前月数 国保2期税額 × 0.5% × 納付前月数	町税100%で3%、100%以下は1% 国保100%で2%、100%以下は1%
日吉津村	制度なし	—
淀江町	町税0.5% 滞納者には支払わない 国保 なし	—
大山町	集合方式 2期税額 × 0.5%	4/30で100%2.5% + 世帯で100%の場合に1世帯200円 + 100%完納で納付書1枚30円 5/31で100%2.0% + 世帯で100%の場合に1世帯100円 5/31で95%1.0%
名和町	2期 固定7%住民4% 国保 なし	全納税組合に完納奨励 1世帯200円 税額の1.3%を支払う 部落完納の場合に1世帯350円
中山町	制度なし	町税(固定・民税)加入率100%の組合:100%は1.5%、95%以上は1.0%、85%以上は0.75% 1世帯50円 町税(固定・民税)加入率70%以上の組合:100%は1%、95%以上は0.75%、85%以上は0.5% 国保加入率100%の組合:100%は0.5%、95%以上は0.35%、 国保加入率70%以上の組合:100%は0.35%、95%以上は0.25%
米子市	民税2期税額 × 0.3% 限度7,800円 固定2期税額 × 0.3% 限度10,800円 国保 なし	組合長納付書1枚80円 組合事務費1,000円 補助金 1世帯500円 納付書1枚115円

大山・名和・中山町は前納報奨金・納税組合手数料は合併後廃止予定  
西伯・会見町は合併後前納報奨金は西伯町に準ずる

### (3) 国民健康保険税と前納報奨金

国民健康保険税については、地方税法上明文の規定がないため、前納報奨金を交付することはできないものである。これに対し、普通徴収に係る個人の市町村民税、固定資産税及び固定資産税とあわせて賦課徴収される都市計画税については、納期前納付があった場合には、前納報奨金を交付することができることとされている（法第三百二十一条、第三百六十五条、第七百二条の七）。

このように地方税法に根拠規定があつて、はじめで、条例で前納報奨金の交付規定を設けることができるものであり、国民健康保険税については、前納報奨金を交付する旨の規定が設けられていないので交付することはできないものである。

国民健康保険税は、他の税と異なり、当該市町村の国民健康保険事業に必要とする費用を被保険者が一定の基準により負担するものであり、その必要額が課税してないので、仮に前納報奨金を交付すれば、その分だけ費用が不足することになるものであり、国民健康保険税については、前納報奨金の制度はなじまないものである。しかし、国民健康保険税を納期前に納付する旨の申出があつた場合には、法第十七条の三の規定に基づき予納として収納することはもちろんできるものである。

#### 【運用】

国民健康保険税の納期は通常年四回とされているが、当該市町村の条例の定めるところにより年四回以外の納期とすることも他の税目との均衡及び地域の特性をみて行うことはできるものであること。

#### 【質疑応答】

問 法第七百五条によると国民健康保険税の賦課期日は「当該市町村の条例で定める」ことになっているが、賦課期日を四月一日とすることは、年間相当数の異動があるため、特に、均等割について非常な不均衡を生ずるため、賦課期日を年数回、例えば四月一日及び十月一日の二回と定めたいが、どうか。

答 現行法がその標準課税総額を当該年度の初日における年間見込額として算定していること、課税限度額を年間賦課分として規定していると考えられること、また、法第七百六条の二の規定等を総合的に勘案すると、賦課期日を年二回に定めることは適当でないと解する。

問 普通徴収に係る個人の市町村民税、固定資産税とあわせて賦課徴収される都市計画税については、納期前納付があつた場合には前納報奨金を交付することができるのに、国民健康保険税については前納報奨金の制度がないのはなぜか。

同じ目的税で、都市計画税に前納報奨金制度があり、国民健康保険税にはない理由及びその根拠を教示されたい。

答 前納報奨金制度は、市町村税の大宗を占める市町村民税と固定資産税についての納税者の認識を深めるとともに、市町村財政の資金繰りを円滑にする等の趣旨から設けられているものであり、国民健康保険税のような目的税には、一般的にはなじまないことによるものである。なお、都市計画税については、その賦課徴収が原則として固定資産税とあわせて行われるものであり、この場合には税額の端数計算、延滞金の計算等の上でも一の地方税として扱われているところから、前納報奨金についても都市計画税及び固定資産税の合算額によって適用することとされているものと思われる。

納税奨励事業関係補足資料

納税組合手数料(報償費)比較表  
(交付率)

税目	(交付率岸本町現行)		(交付率溝口町現行)		(調整案)	
	収納率	手数料交付率	収納率	手数料交付率	収納率	手数料交付率
軽自動車税	100%	3.0%	100%	4.0%	100%	4.0%
固定資産税	100%未満	1.0%	95%以上	1.5%	95%以上	1.5%
町県民税(普徴)						
町県民税(特徴)	-	-	一律	0.5%	交付しない	
国民健康保険税	100%	2.0%	100%	3.0%	100%	3.0%
	100%未満	1.0%	95%以上	1.0%	95%以上	1.0%

(平成14年度決算額を新町調整案の交付率で交付した場合との比較)

平成14年度決算額(岸本町)		新町交付率で交付した場合		
税目	交付額(円)	交付額(円)	増減額(円)	増減率(%)
軽自動車税	263,064	350,905	87,841	33.4
固定資産税	2,985,911	3,948,365	962,454	32.2
町県民税(普徴)	1,087,144	1,443,866	356,722	32.8
町県民税(特徴)	0	0	0	
国民健康保険税	2,063,182	2,986,119	922,937	44.7
合計	6,399,301	8,729,255	2,329,954	36.4

平成14年度決算額(溝口町)		新町交付率で交付した場合		
税目	交付額(円)	交付額(円)	増減額(円)	増減率(%)
軽自動車税	388,216	388,216	0	0.0
固定資産税	3,429,800	3,429,800	0	0.0
町県民税(普徴)	2,596,164	2,596,164	0	0.0
町県民税(特徴)	582,907	0	-582,907	-100.0
国民健康保険税	3,318,567	3,318,567	0	0.0
合計	10,315,654	9,732,747	-582,907	-5.7

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項			
専門部会名	産業経済部会			責任者	梅原 久義		ワーキンググループ名	農林水産事業		
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い			各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水産事業			備考		
連番	岸 本 町			溝 口 町			課題・問題点		調整方法	
1	<p>松くい虫防除事業 (目的) 松枯れの原因であるマツノザイセンチュウを駆除し、緑豊かな松を守る。 (内容等) 特別防除... 2回にわたって空中から農薬を散布し駆除する。 緊急防除... 被害木一本ごとにガンノズルを用いて農薬を散布し駆除する。 被害木探査事業... ヘリコプターによる被害状況の確認。 伐倒駆除... 被害木を伐採し、薬剤をかけて駆除する。 特別伐倒駆除... 被害木を伐採後チップ等にし、駆除する。 養蜂移転補償... ミツバチを移転させるための補償事業 市町村推進事業... 松くい虫防除事業を推進するための事務事業 ・平成14年度の実績(補助率3/4)</p>			<p>松くい虫防除事業 (目的) 松枯れの原因であるマツノザイセンチュウを駆除し、緑豊かな松を守る。 (内容等) 特別防除... 2回にわたって空中から農薬を散布し駆除する。 緊急防除... 被害木一本ごとにガンノズルを用いて農薬を散布し駆除する。 被害木探査事業... ヘリコプターによる被害状況の確認。 伐倒駆除... 被害木を伐採し、薬剤をかけて駆除する。 特別伐倒駆除... 被害木を伐採後チップ等にし、駆除する。 養蜂移転補償... ミツバチを移転させるための補償事業 市町村推進事業... 松くい虫防除事業を推進するための事務事業 ・平成14年度の実績(補助率3/4)</p>			<p>○空中散布による防除は、効果は認められるが、環境保護の観点からは、批判の声も大きく最近では事業を見直す動きも活発である。 ○知事は、平成16年度からは県が行っていた空中散布はやめる方針である。 事業を実施するためには、地区計画を見直し町で実施しなければならない。県は、補助事業者として町村を支援すると言っている。</p>		<p>・現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に事業の見直しを行う。 〔空中散布は、環境、危被害に十分配慮し、守るべき松を絞り込み継続して実施。その他の駆除事業は、山林の条件を勘案しながら、実施可能な事業を継続して実施。〕</p>	
	岸本町	事業量	事業費	内町費	溝口町	事業量	事業費	内町費		
	特別防除	210ha	6,756,750	1,689,188	特別防除	77ha	3,738,000	934,500		
	緊急防除	-	-	-	緊急防除	30m3	519,750	229,938		
	被害木探査事業	-	-	-	被害木探査事業秋の	158ha	105,000	26,250		
	養蜂移転補償	78群	238,290	59,573	被害防止対策養蜂移	95群	290,225	72,557		
	市町村推進事業	-	-	-	市町村推進事業	一式	212,000	212,000		
	伐倒駆除	230m3	2,835,000	963,113	伐倒駆除(衛生伐)	0	0	0		
	特別伐倒駆除	70m3	1,165,500	388,238	特別伐倒駆除	-	-	-		
	2	<p>松林保護樹林帯緊急造成事業補助金 (目的) 「被害拡大防止松林」を松以外の樹種へ転換し、被害増加を減少させる (内容等) 森林組合、集落等が樹種転換事業に取り組んだ場合、国・県補助金に上乗せして町が補助する。 【負担割合】 (クヌギは、県補助金が1割上乗せ)</p>			<p>樹種転換造林事業補助金 (目的) 「被害拡大防止松林」を松以外の樹種へ転換し、被害増加を減少させる。 (内容等) 森林組合、集落等が樹種転換事業に取り組んだ場合、国・県補助金に上乗せして町が補助する。 【負担割合】 (クヌギは、県補助金が1割上乗せ)</p>			<p>・事業内容は同一。 ・補助事業名の違い。</p>		<p>・現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>
区分		国	県	町	本人	区分	国	県	町	本人
スギ・ヒノキ等		5/10	3/10	1/10	1/10	スギ・ヒノキ等	5/10	3/10	1/10	1/10
クヌギ		5/10	4/10	1/10	0	クヌギ	5/10	4/10	1/10	0
3	<p>町管理林道の状況 ・越敷野原線(岸本町管理)  維持管理事業は実施していない。</p>			<p>林道維持管理事業 (目的) 林道の適切な管理を行う。 (内容等) 林道沿線の草刈り、路面の採石補修。現在実施している路線は一定要件林道である鎌倉山線と日野金城線。</p>			<p>岸本町は事業を行っていない。</p>		<p>溝口町の例により新町に引き継ぐ。</p>	

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項																		
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業		責任者	谷口仁志																
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水産事業			備考																		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法																	
4	<p>町有林管理事業 (目的) 町有林を定期的に保育等の作業を行ない、管理する。 (内容等) 町有林の現況 岸本町内 13.7ha 会見町内 91.4ha 計 105.1ha 【維持管理現況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業</th> <th>場所</th> <th>面積</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下刈り作業</td> <td>岸本町清原</td> <td>1.37ha</td> <td>73,776円</td> </tr> <tr> <td>間伐作業</td> <td>岸本町清原</td> <td>3.01ha</td> <td>869,400円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4.38ha</td> <td>943,176円</td> </tr> </tbody> </table> <p>間伐作業については、緊急地域雇用創出特別基金事業にて実施している。(10/10) (今後の事業予定) 造林地の状況により、定期的に保育等の作業を実施する。</p>		作業	場所	面積	金額	下刈り作業	岸本町清原	1.37ha	73,776円	間伐作業	岸本町清原	3.01ha	869,400円	計		4.38ha	943,176円	<p>○町有林の現況 溝口町内 35.1ha  溝口町の町有林は管理事業は行っていない。 (木が成木になっており、下刈等の必要がないため)</p>		<p>溝口町は該当なし。</p>			<p>岸本町の例により新町に引き継ぐ。 (溝口町内の町有林は、管理事業は行わない。)</p>	
作業	場所	面積	金額																						
下刈り作業	岸本町清原	1.37ha	73,776円																						
間伐作業	岸本町清原	3.01ha	869,400円																						
計		4.38ha	943,176円																						
5	<p>実施していない</p>		<p>森林管理巡視事業 (目的) 森林の活用・整備はその管理・指導等につき地域に密着した市町村が推進する必要がある。そこで、森林の諸機能の維持増進を図るため森林の実態を把握するなど、森林管理巡視員制度を実施する。 林地・林道施設の破損、林野火災等森林における諸被害の未然防止等の巡視活動。及び健全な森林整備のための調査活動。 (内容等) 町と森林組合の間に森林管理業務委託契約を締結し、森林管理巡視員からの適宜必要な報告により、森林整備保全行政の推進に資する。 ・森林管理巡視業務委託料 1,578千円</p> <p>巡視項目 1 森林管理状況の把握(間伐・枝打ち・除伐・下刈り等) 2 林道等の維持管理状況の把握 3 山地災害の把握(土砂崩壊・鳥獣被害状況) 4 山火事予防(作業員、ハイカー等の指導) 5 危険地区の把握(枯れ木の倒木・落石・不法投棄など)</p>		<p>岸本町と溝口町の所属する森林組合が違う。  岸本町：西部森林組合 溝口町：日野森林組合  この事業の取組みは平成16年度限りとことを検討中。</p>			<p>合併後に廃止する</p>																	

## 岸本町・溝口町合併協議会 第13回会議 参考資料

### 1．事務事業調整書面報告（事務レベル調整）

行政現況調書調整一覧表（諮問機関の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・	1
行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：土木建設事業）・・・・・・・・	2
行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：農林水産事業）・・・・・・・・	3～5
行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：その他）・・・・・・・・	6～7

行政現況調査調整一覧表

専門部会長長専決事項

専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業	責任者	谷口仁志
合併協定項目	20 諮問機関の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
1	<p>岸本町松くい虫防除被害対策連絡協議会 (目的) 岸本町が実施する松くい虫防除が円滑かつ適正に実施できるよう、岸本町松くい虫被害対策連絡協議会を設置する。 (委員等の構成) 西部農林局林業振興課長、米子農業改良普及所長、鳥取西部農業協同組合、大山ロイヤルホテル、大山ゴルフクラブ、大山平原ゴルフクラブ、グリーンパーク大山ゴルフクラブ、とっとり花回廊、大山放牧場、岸本町小中学校長、岸本町議会産業建設常任委員長、学識経験者、防除地域代表者、岸本町担当各課 (活動内容) 1 地区実施計画の策定又は変更 2 被害対策の執行に関する事項 3 特別防除の適正かつ円滑な実施に関する事項 4 その他 以上の項目を諮問する。</p>	<p>溝口町松くい虫被害対策推進連絡協議会 (目的) 溝口町が実施する松くい虫防除が円滑かつ適正に実施できるよう、溝口町松くい虫被害対策推進連絡協議会を設置する。 (委員等の構成) 1 日野農林水産事業局 林業課長 2 町議会議員 3 農業委員 4 農協理事または職員 5 森林組合理事 6 素材生産者 7 学識経験者 (活動内容) 1 地区実施計画の策定又は変更 2 被害対策の執行に関する事項 3 特別防除の適正かつ円滑な実施に関する事項 4 その他 以上の項目を諮問する。</p>		<p>岸本町、溝口町ともに連絡協議会設置要綱が定められている。この設置要綱の統一をしなければならない。  委員構成、設置要綱、委員報酬が異なる。</p>		<p>合併後に一元化する。  (委員構成、設置要綱、委員報酬等は合併時に調整する。)</p>	

専門部会名	建設水道部会	責任者	小村恵吾	ワーキンググループ名	土木建設事業(事務関係)	責任者	伊澤靖成
合併協定項目	各種事務事業の取扱い				備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
1	<p><b>道路法22条の処理事務</b></p> <p>他者による工事がもとで道路に破損等損害が発生したとき、その修繕工事等を施工させる。</p> <p>(工事原因者に対する工事施行命令等)</p> <p><b>第二十二條</b> 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川法(昭和三十九年法律第六十七号)が適用され、又は準用される河川の河川工事(以下「河川工事」という。)であるときは、当該道路に関する工事については、同法第十九条の規定は、適用しない。</p>	<p><b>道路法22条の処理事務</b></p> <p>他者による工事がもとで道路に破損等損害が発生したとき、その修繕工事等を施工させる。</p> <p>(工事原因者に対する工事施行命令等)</p> <p><b>第二十二條</b> 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川法(昭和三十九年法律第六十七号)が適用され、又は準用される河川の河川工事(以下「河川工事」という。)であるときは、当該道路に関する工事については、同法第十九条の規定は、適用しない。</p>		<p>道路法22条に基づき事務を行う。</p> <p>課題・問題点なし。</p>		<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>	
2	<p><b>道路法24条の工事の承認事務</b></p> <p>民地から町道への接続工事、占用物件点検等による道路掘削工事など、道路管理者以外の者による道路工事について承認を行なう(道路の構造に影響を与えない軽易なものについては除く)。</p> <p>町の場合は、町道に関して本事務を行なう。</p> <p>道路の構造に影響を与えない軽易なものについては、承認は必要ない。</p> <p>(道路管理者以外の者の行う工事)</p> <p><b>第二十四條</b> 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項又は第十九条から第二十二條までの規定による場合の外、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。</p>	<p><b>道路法24条の工事の承認事務</b></p> <p>民地から町道への接続工事、占用物件点検等による道路掘削工事など、道路管理者以外の者による道路工事について承認を行なう(道路の構造に影響を与えない軽易なものについては除く)。</p> <p>町の場合は、町道に関して本事務を行なう。</p> <p>道路の構造に影響を与えない軽易なものについては、承認は必要ない。</p> <p>(道路管理者以外の者の行う工事)</p> <p><b>第二十四條</b> 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項又は第十九条から第二十二條までの規定による場合の外、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。</p>		<p>道路法24条に基づき事務を行う。</p> <p>課題・問題点なし。</p>		<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項		
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業		責任者	田村茂樹
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水産事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
1	<p>森林整備担い手対策事業補助金 (目的) 林業労働者の社会保険事業主負担分を補助することにより、森林組合の育成強化を図る。 (内容等) 森林整備担い手育成対策事業(3年継続事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者(岸本町内者) 2名</li> <li>・社会保険料(年額) 836,928円</li> <li>被雇用者負担分 418,464円 (1/2)</li> <li>事業主負担分 418,464円 (1/2)</li> <li>事業主負担分を県・町で各1/2を補助する。よって、社会保険料を被雇用者が1/2、県が1/4、町が1/4の負担となる。</li> <li>県補助分(1/4) 209,232円</li> <li>町補助分(1/4) 209,233円</li> <li>・事業主 鳥取西部森林組合</li> </ul>		<p>溝口町が属している日野森林組合には対象者がいないため事業実施していない。</p>		<p>溝口町は該当なし</p>		<p>岸本町の例により新町に引き継ぐ</p>		
2	<p>森林整備地域活動支援交付金事業 (目的) 森林生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在化などで、森林の施業が行われないままの人工林、植林されないままの森林が増加する傾向であるため、これに歯止めをかける必要がある。このため、森林施業に欠かせない補完作業に対し交付金を助成し施業の充実を図る。 (内容等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施期間 平成14年度～18年度(5年間)</li> <li>・交付金助成 10,000円/ha</li> <li>・対象森林 管理されるべき森林(施業計画の森林面積)</li> <li>・交付金対象森林 35林齢以下の人工林</li> <li>14年度(取組団地数3)</li> <li>・市町村推進事業 110,000円(内町費55,000円)</li> <li>・交付金事業 894,900円(内町費223,725円)</li> <li>15年度(取組団地数4)</li> <li>・市町村推進事業 112,000円(内町費57,000円)</li> <li>・交付金事業 1,065,800円(内町費266,450円)</li> <li>・交付金事業内容 各施業計画認定団地ごとに町と協定を締結し、下刈り・境界確認・林道整備など定められた行為(対象行為)をする。交付金は、対象行為等を行うための経費。また、施業計画に定めた施業を行わなければならない。</li> </ul>		<p>森林整備地域活動支援交付金事業 (目的) 森林生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在化などで、森林の施業が行われないままの人工林、植林されないままの森林が増加する傾向であるため、これに歯止めをかける必要がある。このため、森林施業に欠かせない補完作業に対し交付金を助成し施業の充実を図る。 (内容等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施期間 平成14年度～18年度(5年間)</li> <li>・交付金助成 10,000円/ha</li> <li>・対象森林 管理されるべき森林(施業計画の森林面積)</li> <li>・交付金対象森林 35林齢以下の人工林</li> <li>14年度(取組団地数3)</li> <li>・市町村推進事業 250,000円(内町費125,000円)</li> <li>・交付金事業 12,793,000円(内町費3,198,250円)</li> <li>15年度(取組団地数3)</li> <li>・市町村推進事業 250,000円(内町費125,000円)</li> <li>・交付金事業 13,300,000円(内町費3,325,000円)</li> <li>・交付金事業内容 各施業計画認定団地ごとに町と協定を締結し、下刈り・境界確認・林道整備など定められた行為(対象行為)をする。交付金は、対象行為等を行うための経費。また、施業計画に定めた施業を行わなければならない。</li> </ul>		<p>なし</p>		<p>現行通り新町に引き継ぐ。</p>		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項		
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業		責任者	田村茂樹
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水産事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
3	<p>森林施業計画認定及び伐採許可</p> <p>(目的) 森林法に基づき、森林の長期の施業計画の審査・認定を行う。</p> <p>(内容等) 森林所有者が団地毎に策定した、森林施業計画書を審査し、認定する。また、伐採届等の適合を審査し伐採許可等を出す。 この施業計画の認定がないと補助査定係数が落ちる。平成11年の森林法の改正により知事から市町村長に権限移譲された。</p>		<p>森林施業計画認定及び伐採許可</p> <p>(目的) 森林法に基づき、森林の長期の施業計画の審査・認定を行う。</p> <p>(内容等) 森林所有者が団地毎に策定した、森林施業計画書を審査し、認定する。また、伐採届等の適合を審査し伐採許可等を出す。 この施業計画の認定がないと補助査定係数が落ちる。平成11年の森林法の改正により知事から市町村長に権限移譲された。</p>		なし		現行どおり新町に引き継ぐ		
4	<p>岸本町森林整備計画策定事務</p> <p>(目的) 森林整備の基本的な方針、方向を定める。</p> <p>(内容等) 森林法の定めに基づき、10年間の計画を5年ごとに定める。 現在の計画は、平成12年から22年の計画である。計画変更の事務が生じる。直近の変更は14年3月。次期計画策定の時期は、平成17年度の予定。</p>		<p>溝口町森林整備計画策定事務</p> <p>(目的) 森林整備の基本的な方針、方向を定める。</p> <p>(内容等) 森林法の定めに基づき、10年間の計画を5年ごとに定める。 現在の計画は、平成12年から22年の計画である。計画変更の事務が生じる。直近の変更は14年3月。次期計画策定の時期は、平成17年度の予定。</p>		<p>法に定められたものである。合併までに新町の整備計画策定の準備が必要である。</p> <p>次の計画策定の時期は、平成17年度であるので、合併(平成17年1月1日)後(合併前からの準備は必要)、新町において計画を策定することとなる。</p>		合併後に新たな計画を策定する。		
5	<p>岸本町松くい虫防除地区実施計画策定事務</p> <p>(目的) 松くい虫被害の蔓延を防ぐため、区域内の松林の位置づけを定め適切な防除を行う。</p> <p>(内容等) 森林病虫害等防除法に基づき、県が定める地区防除指針に則って自主防除措置に関する計画(地区実施計画)を定め、また変更する。 また、併せて指針に基づいて定められた県被害対策推進事業計画に則して、自主事業計画を策定することとなっている。 現在の計画は、平成14年4月1日から平成19年3月31日まで 計画変更の必要が生じた場合、森林所有者の意見を</p>		<p>溝口町松くい虫防除地区実施計画策定事務</p> <p>(目的) 松くい虫被害の蔓延を防ぐため、区域内の松林の位置づけを定め適切な防除を行う。</p> <p>(内容等) 森林病虫害等防除法に基づき、県が定める地区防除指針に則って自主防除措置に関する計画(地区実施計画)を定め、また変更する。 また、併せて指針に基づいて定められた県被害対策推進事業計画に則して、自主事業計画を策定することとなっている。 現在の計画は、平成14年4月1日から平成19年3月31日まで 計画変更の必要が生じた場合、森林所有者の意見を</p>		<p>合併までに新地区実施計画の策定の準備が必要。</p> <p>ただし、新たに構成された被害対策連絡協議会の意見を聞かなければならないので、合併後、早急に連絡協議会を組織し、意見を求めなければならない。</p>		現行通り新町に引き継ぎ、合併後に一元化を図る。		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項		
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業		責任者	田村茂樹
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水産事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
	聞いて変更する。		聞いて変更する。						
6	緑化推進事業 (目的) 緑化推進事業に伴う事務 (内容等) 一株植樹事業 緑化推進事業として苗木の斡旋を行う。 ○緑の羽根共同募金事業	緑化推進事業 (目的) 緑化推進事業に伴う事務 (内容等) 一株植樹事業 緑化推進事業として苗木の斡旋を行う。 ○緑の羽根共同募金事業	なし		現行通り新町に引き継ぐ。				
7	該当なし	植樹祭植栽地下刈り事業 (目的) 金屋谷地内に植栽した樹木苗を健全に育成していくため、下刈りを行う。 (内容等) 植樹祭植栽地下刈り事業 2,450㎡	植樹祭を実施した際に、しばらくの間は下刈り等の管理を町において実施するもの。 (16年度までの事業で集落の了承を得ている)		事業を廃止し新町には引き継がない。				

行政現況調書調整一覧表

専門部会長専決事項

専門部会名	議会部会	責任者	阿部泰	ワーキンググループ名	責任者	小原章信
合併協定項目	25各種事務事業の取り扱い	各種事務事業の取扱い	42その他	備考		
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法	
1	常任・特別・その他委員会 (常任委員会) 総務常任委員会 6名(欠員1名) 教育民生常任委員会 5名 産業建設常任委員会 5名 (議会運営委員会) 5名 (特別委員会) 議会広報調査特別委員会 7名 地域開発調査特別委員会 15名(全員) 合併問題特別委員会15名(全員)	常任・特別・その他委員会 (常任委員会) 総務教育常任委員会 7名 産業福祉常任委員会 7名 (議会運営委員会) 4名 (特別委員会) 議会広報調査特別委員会 6名	委員会の数、構成人員等をどうするかは議会の判断である。  在任特例中は現在の議員で委員会や定数を決定。 その後、新議会で委員会や定数を決定する。		合併後に一元化を図る	
2	会議の開催状況 3月 15日間 6月 6日間 9月 8日間 12月 8日間	会議の開催状況 3月 16日間 6月 4日間 9月 17日間 12月 4日間	9月定例会の調整必要 決算の認定 岸本町 閉会中に常任委員会に付託 溝口町 9月定例会中に委員会に付託  決算の認定方法、会期日数等は新議会で決定する		合併後に一元化を図る	
3	議会報の状況(発行時期・内容) 発行時期 毎定例会後、年4回発行 発行部数 2,300部(全世帯配布) 編集体制 議会広報調査特別委員会(委員6人)で、編集から発行まですべての作業を行っている。 内容 議決案件、一般質問、請願・陳情調査結果、委員会行政調査報告、全員協議会等	議会報の状況(発行時期・内容) 発行時期 毎定例会後、年4回発行 発行部数 1,800部(全世帯配布) 編集体制 議会広報調査特別委員会(委員6人)と事務局で、編集から発行まですべての作業を行っている。 内容 議決案件、一般質問、請願・陳情調査結果、委員会行政調査報告、全員協議会等	編集体制、広報書式等に差異あり 岸本町:特別委員会委員が編集・発行まで行う 溝口町:特別委員会委員と事務局が編集・発行を行う 広報書式の一元化  新町議会で決定する。		合併後、一元化を図る。	
4	決算審査 審査期間 5日間(内、現地調査1日) 審査方法 町長から総括的な説明を受け、総務課長から財政状況について説明を受ける。 各会計決算書及び付属書類により、各課長が事業毎にその内容を説明する。 現地調査は、上記説明のあった事業のうち、調査が必要と思われる箇所について行う。 意見書 例年8月末頃に、町長に対し意見書の内容について説明を行った後、提出する。	決算審査 審査期間 7日間(内、現地調査1日) 審査方法 各会計決算書及び付属書類により、各課長が事業毎にその内容を説明する。 現地調査は、上記説明のあった事業のうち、調査が必要と思われる箇所について行う。 意見書 例年8月末頃に、町長に対し意見書の内容について説明を行った後、提出する。	審査のやり方の検討 ・期間の違い ・町長の総括説明、総務課長の財政状況説明(岸本町)  審査期間・方法等については新監査委員が決定する。		合併後に一元化を図る。	
5	定額基金の運用状況審査 審査期間 1日間 審査方法 例月出納検査の際、預金通帳、受払簿等により確認	定額基金の運用状況審査 審査期間 1日間 審査方法 例月出納検査の際、預金通帳、受払簿等により確認	問題なし  審査期間・方法等については新監査委員が決定する。		現行のまま新町に引き継ぐ。	

行政現況調書調整一覧表

専門部会長専決事項

専門部会名	議会部会		責任者	阿部泰	ワーキンググループ名			責任者	小原章信
合併協定項目	25各種事務事業の取り扱い		各種事務事業の取扱い	42その他	備考				
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点			調整方法			
6	<p>例月出納検査 検査期間 1日間（原則毎月10日） 検査対象 一般会計、水道事業会計及び特別会計 検査資料 現金出納月計表、収入月計表、支出月計表、日計表町税徴収実績に関する調、高額支払状況一覧表、現金保管調書、各種基金積立集計表、預金残高証明書 領収書（証憑）、収支日計表、預金通帳 検査概要 助役の総括説明の後、出納室長が検査資料に基づき説明する。</p>	<p>例月出納検査 検査期間 1日間（原則毎月10日） 検査対象 一般会計、索道事業会計及び特別会計 検査資料 現金出納月計表、収入月計表、支出月計表、日計表町税徴収実績に関する調、現金保管調書、各種基金積立集計表、領収書（証憑）、収支日計表、預金通帳 検査概要 出納室長が検査資料に基づき説明、必要あるとき助役が説明する。</p>	<p>問題なし  検査方法等は新町監査委員が決定する。</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>			
7	<p>定期監査 監査期間 2日間（10月実施） 監査対象 一般会計、水道事業会計及び特別会計 監査資料 工事及び委託業務の入札・契約関係資料、予算の執行状況表 監査概要 監査対象事業担当課長から資料に基づき、経過・問題点等を聞き取りする。</p>	<p>定期監査 監査期間 1日間（12月実施） 監査対象 一般会計、索道事業会計及び特別会計 監査資料 工事及び委託業務の入札・契約関係資料、予算の執行状況表 監査概要 監査対象事業担当課長から資料に基づき、経過・問題点等を聞き取りする。</p>	<p>定期監査の期間、時期で相違点あり  監査の期間・時期等については新監査委員が決定する。</p>			<p>合併後に一元化を図る。</p>			
8	<p>財政援助団体等に対する監査 監査期間 5日間（決算審査と併せて実施） 監査概要 財政援助団体等の決算書を各課を通じて提出させ、効果、収支状況等を監査する</p>	<p>財政援助団体等に対する監査 実施していない。</p>	<p>所定の手続きにより実施するか検討する。  監査内容等は新町監査委員が決定する。</p>			<p>岸本町の例により合併後に一元化を図る。</p>			
9	<p>住民監査請求 住民監査請求が出れば対応する。</p>	<p>住民監査請求 住民監査請求が出れば対応する。</p>	<p>問題なし</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ</p>			